

教えてっ！農業農村整備って何？ No.10

このコーナーでは、Q&A形式で『農業農村整備事業（以下、NN事業）』についての紹介をしています！

前回までに『NN事業では、どんなことが出来るの？（H23.4月号）』という質問に対して、NN事業を7つに分けて、これまで、

- 「水田の整備」 (H23.7月号)
- 「樹園地の整備」 (H23.10月号)
- 「かんがい排水施設の整備」 (H24.1・4・10月号)
- 「農地防災事業」 (H25.1・4月号)

の説明を行ってきました。

今回は、「農地防災事業」のうち、これから台風シーズンの本番を控え、その襲来とともに発生が懸念される「災害」からの早期復旧に向けて行う「**災害復旧事業**」についての説明です！

1 災害復旧事業って何？

災害復旧事業における災害とは、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象によって起こる人命の損傷、建物、作物等の損失、河川、道路、港湾、あるいは農地、農業用施設等の損害をいいます。このように異常な天然現象によって発生した災害に対して、国はその復旧に対していろいろな形で援助・支援等を行っていますが、これらを法のもとで実施するのが災害復旧事業です。

農林水産省農村振興局が所管する災害復旧事業は大きく2つに分かれており、農地・農業用施設災害復旧事業は、「**暫定法**」（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 昭和25年法律第169号）に基づき行われ、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業は、「**負担法**」（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 昭和26年法律第97号）に基づき行われます。

暫定法災害は、農地（現に肥培管理を行っているもの）や、農業用施設（ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全施設）で、関係農家が2戸以上であるものが対象となります。

一方、**負担法災害**は、地方公共団体又はその機関が管理する公共土木施設（海岸保全施設や地すべり防止施設等）が対象となります。

この他には、湛水排除事業や臨時特例的な事業（過去には除塩事業、干害応急対策事業）等があります。

2 どんな場合に実施できるの？

採択基準として、原因が以下に示す「**異常な天然現象**」によることとなっています。

降 雨：最大24時間雨量が80mm以上、又は最大時間雨量が20mm以上

暴風：最大風速が15m/s以上（10分間の平均風速の最大）

干ばつ：連続干天日数（日雨量が5mm未満の日を含む）が20日以上

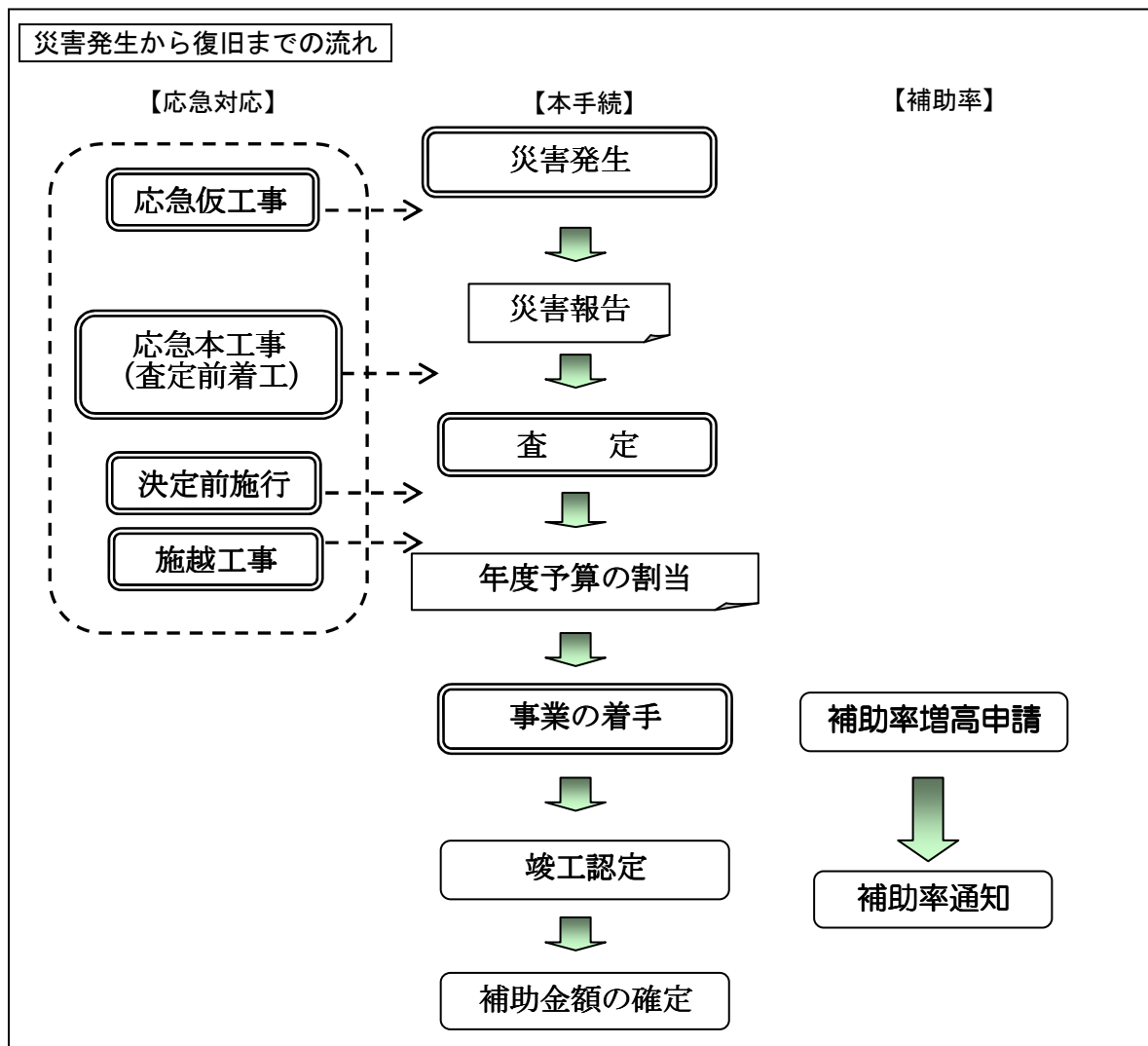
この他、**洪水**や**地震**等です。

梅雨前線や台風等により激しい雨が降りそうなどときには、「時間雨量20mm」と「日雨量80mm」について意識しておく、災害に対する初動が早くなると思います。

3 事業の流れを教えてください！

災害復旧事業の流れを簡潔に示すと次のようになります。

自宅近くや通勤途中に豪雨などにより被災した施設等があれば、今現在どの復旧段階なのか興味を持って見ていると、災害復旧事業の流れが少し見えてくるかも知れません。



4 どんなに小さな災害でもいいの？

最低限の事業費が定められており、**暫定法**では1カ所40万円以上、**負担法**では1カ所120万円以上が採択要件となっています。査定の結果、これらの条件に満たなくなった場合は、『失格』として事業採択されません。

また、法令等に照らし災害復旧事業として資格を欠くものは『欠格』という規定もあますので、申請にあたっては、十分な精査が必要です。

5 国庫補助率はどう計算するの？

これは非常に複雑なのですが、簡潔に説明すると以下のとおりです。

暫定法では、その年に発生した災害復旧事業費を関係農家戸数で除した1戸あたりの額によって決定されます。この額により、基本補助率（農地50%、農業用施設65%）を基に、単年高率補助率と、連年災補助率（その年を含む過去3カ年で算定）を算出しどちらか有利な補助率が適用されます。また、激甚法により激甚指定された災害の場合は、関係農家1戸当たりの補助残額により嵩上げされます。

負担法では、災害復旧事業費と地方公共団体の標準税収入との比率により決定され、さらにその年を含む過去3カ年の比率によっても嵩上げされる場合があります、また、激甚指定された場合は、暫定法と同様に嵩上措置があります。

6 激甚法って何？

最近テレビ等でよく耳にする『**激甚法**』という言葉がありますが、これは「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」のことであり、台風や豪雨などによる災害が甚大だった場合に、国はその災害を『激甚災害』に指定し、特別の財政援助や補助の特別な措置が講じられます。

全国的に大きな災害で、地域を特定せず災害そのものを指定するのが激甚指定災害基準（本激）です。これに対し局地激甚指定災害基準（局激）というものもあり、当該市町毎に災害復旧事業費や査定見込み額を計算して判定し、市町単位で指定されます。

もちろん東日本大震災も激甚指定されています。参考に、東日本大震災以降の激甚災害指定状況を次に示します。

東日本大震災以降の激甚災害の指定状況

政令名	災害名	主な被災地	農業に関する主な適用措置		
			3,4条 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	5条 農地等の災害復旧事業にかかる補助の特別措置	6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 (下線部以下省略)	東日本大震災	青森・岩手・宮城・福島・茨城・栃木・千葉・新潟・長野	○	○	○
平成22年等における特定地域に係る・・	平成22年等局激	—	●	●	
平成23年7月17日から同月20日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての・・	台風6号	三重・和歌山・高知	●	●	
平成23年7月24日から8月1日までの間の豪雨による災害についての・・	平成23年7月 新潟・福島豪雨	新潟・福島	○	○	
平成23年8月29日から9月7日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての・・	台風12号	三重・奈良・和歌山	○	○	○
平成23年9月15日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての・・	台風15号	福島・岐阜・兵庫		○	○
平成23年等における特定地域に係る・・	平成23年等局激	—	●	●	
平成24年6月8日から7月23日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての・・	梅雨前線・ 台風4号	福岡・熊本・大分	○	○	○
平成24年等における特定地域に係る・・	平成24年等局激	—	●	●	

「○」は本激、「●」は局激

7 おわりに

以上、災害復旧事業について簡単に説明してきましたが、まずは被災しないこと、被災しても被害を最小限に食い止めることが重要です。そのためには、日頃の維持管理や点検がとても大事な役割を果たします。農地における水管理や作物の状況はもちろんですが、特に、ため池や水路などの農業用施設においては、草刈りなどの維持管理の際に、漏水の有無や施設の破損などの異常がないか点検を行うことで、被災の可能性を事前に把握・予測し、備えることができます。例えば、大雨が予想される状況や漏水が確認されたため池では、事前に貯水位低下などの対策を取ることで、決壊を防ぎ、地域の安全にもつながりますので、異常を確認した場合は、市町役場の担当者にご連絡ください。

なお、不幸にも災害が発生した場合は、今回紹介した「災害復旧事業」による対応が可能な場合がありますので、まずは市町役場の担当者にご連絡ください。